

Title	「阿史那毘伽特勤墓誌」訳試稿
Author(s)	石見,清裕
Citation	内陸アジア言語の研究. 1992, 7, p. 55-94
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/15686
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

[阿史那毗伽特勤墓誌 | 訳試稿

石 見 清 裕

はじめに

本稿は、中華人民共和国西安市陜西省博物館所蔵「阿史那毗伽特勤墓誌」文の訳注である。訳注は、「釈文」「訓読」「語釈」「口語訳」から成る。

墓主は姓は阿史那氏。毗伽特勤の毗伽は古代テュルク民族支配者層の称号中にしばしば現われる bilgä「賢き」の音写,特勤は王族を示す tigin で,中国に近似の例を求めれば,親王に相当しよう。すなわち,本稿の主人公は突厥可汗家の血統に連なる人間である。

この人物は, 在来の編纂史料中の 2 か所に登場する。 1 つは 『新唐書』巻 215下, 突厥伝下に,

俄下詔伐之,乃以抜悉蜜右驍衛大将軍・金山道総管処木昆執米啜……突厥黙 啜子,左賢王墨特勒,左威衛将軍・右賢王阿史那毗伽特勤,燕山郡王火抜石 失畢等蕃漢士悉発,凡三十万。

とある記事がそれであり、もう1つは、この時の討伐を命じた玄宗の制文で、『冊府元亀』巻986、外臣部、 征討5の「(開元) 六年(718)二月、 大挙蕃漢兵北伐突厥、下制曰」以下に続く文章がそれであり(『全唐文』巻21に「征突厥制」として再録)、文中に、

況黙啜之子,右金吾衛大将軍・右賢王黙特勤,逾倫自抜於乱,頃投於国。今不計其先人之僣。復加以右賢之寵,右威衛将軍・左賢王阿史那毗伽特勤……。と見える。すなわち本稿の墓主は,玄宗が開元6年に唐に降附していたテュルク系の兵と漢兵とを大挙して突厥毗伽可汗討伐を行った際に,唐側の兵を率いる一責任者として史料上に登場するのである。『新唐書』の記事は『冊府元亀』に見られる制文の要約にすぎず,両書の間で阿史那毗伽特勤の称号に「左」

「右」の差違が認められるが、これは以下に掲げる墓誌文によって『冊府元亀』 の方が正しい。

『冊府元亀』と『新唐書』には、墓主と並んで黙啜可汗の子で右賢王の黙特 勤なる人物が登場するが、こちらは「賢力毗伽公主阿那氏墓誌」にも同公主の 兄としてその名が見え、参考史料が存在する。しかし、左賢王の毗伽特勤の方 は上掲資料以外には一切登場せず、詳細は全く不明であった。本稿にとりあげ るのはその阿史那毗伽特勤その人の墓誌であり、従来未公開だった史料であ る。

もっとも, 本墓誌の存在だけはこれまでも知られていた。というのも, ① 陜西省文物管理委員会・陜西省博物館編印『西安碑林』(1963) 附「西安碑林 蔵石簡目(墓誌部分)」p. 66 に,

阿史那毗伽特勤墓誌并蓋 唐開元十二年 徐峻撰 李九皐書 とあり,② 宮川寅雄・伏見冲敬編『西安碑林書道芸術』(講談社, 1979) 附 「西安碑林蔵石目録(墓誌の部)」p. 272 にも同文が見え,③ 陜西省博物館 ・李域錚・趙敏生・雷冰編著『西安碑林書法芸術』増訂本(陜西人民美術出版 社,1989) 附「西安碑林蔵石細目(墓誌)」p. 363 に,

蔵石号09308 阿史那毗伽特勤墓誌并蓋 唐開元十二年(724年) 一九五六年西安西郊棗園村出土(56.230.M2) 徐峻撰 李九皐書 真書 四方形 蓋篆書 75×74.5厘米

とされ、さらに④ 賀梓城「唐王朝与辺疆民族和鄰国的友好関係一唐墓誌銘札記之一一」(『文博』創刊号、1984)が本墓誌を「1956年西安棗園村出土」として誌文の一部を紹介されたからである。

しかしながら、本誌全文が公表されたことはこれまではなく、『金石萃編』 等の編纂書はもとより、1980年代より陸続と出版されている墓誌拓本集にも採

^{(1) 『}金石萃編補略』巻2(『石刻史料新編』初輯,第5冊),『八瓊室金石補正』巻52(同,第7冊),『古誌石華』巻9(同第2輯,第2冊),羽田亨「唐故三十姓可汗貴女阿那氏之墓誌」(『東洋学報』3-1,1913),岑仲勉『突厥集史』(中華書局,1958)下冊 pp.809-825,北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』(中州古籍出版社,1989)第22冊 p.33等。

録されてはいない。筆者は幸いにして、かつて賀梓城氏より私信で全文を教示いただいたが、1989年10月に陜西省博物館を訪問した際、同墓誌拓本を実見する機会に恵まれ、同時に誌文をわが国の学界に発表する許可も得ることができた。そこで、唐・突厥関係史や唐王朝の辺境政策等を考察する史料として、本墓誌文を紹介したい。

さて、誌文は31行、1行31字、楷書である。拓本を見る限りでは、誌面には中央上方より左下方に向かって斜めに数条のキズが認められる。そのため一部に判読不可能な文字があるが、それ以外の誌面の保存状態はおおむね良好である。誌蓋は原石、拓本ともに未見であり、また本墓誌の出土状況に関する情報までは提供されるに至っていない。

なお、釈文にあたっては、書体は極力原文楷書に忠実を期すが、便宜上異体 字はすべて本字体で表記する。テキストは陜西省博物館蔵の同墓誌拓本である。

1 釈 文

- 1. 唐贈左驍衛大将軍左賢王阿史那毗伽特勤墓誌銘并序
- 2. 朝散大夫行著作佐郎東海徐峻撰
- 3. 伊唐開元十有二祀秋九月丁巳朔粤三日己未左賢王右威衛将軍阿史那毗
- 4. 伽特勤卒享年四十三頡利突利可汗之曽孫也其先夏后氏之苗裔随草畜牧
- 5. 因居北垂虐周毒秦久患諸夏
- 6. 我開元神武皇帝重光應運下武嗣與自東自西自南自北無思不服矣毗伽幽
- 7. 都稟秀沮澤資靈占星辯胡運将終候呂知中國有 聖乃率部帳翻然改
- 8. 圖棄韋毳於遐庭歸禮讓之淳化曽未移歳舊國淪亡非夫智察未萌識表先覺
- 9. 覆巣之下豈復獨全 皇上寵綏百蠻子育萬物収其委質之効嘉其草面之
- 10. 誠任之以腹心尊之以爵禄開元三年拝雲麾将軍右威衛中郎将賜紫袍金带
- 11. 使令招慰三窟九姓因与九姓同斬黙啜傳首京師 朝廷疇庸增袟将軍統舊
- 12. 部落五年改封左賢王兼檢校新舊降戸假牙帳及六纛富有夷衆貴為蕃王承
- 13. 命若驚踐榮增懼勞来安輯小大懷之七年入朝特留宿衛逾年又充朧右朔方

14. 二軍遊弈使時胡賊干誅動揺河曲執訊獲醜緊将軍賴焉隊兼羽林軍上下禁 15. 旅之司爪牙是寄授之勿貳守之惟夤毎岐山大蒐亟奉周王之駕長楊校獵屢 16. 陪漢帝之軒上斃飛禽下殪伏泵 圖 □ 課獲罔出其先今年八月奉 17. 勅又令朔方軍遊弈往来應變佇申 [6] 侯之明朔漠消氛方見威邊之勇穹蒼隆 18. 癘今也則亡勿藥心徵於斯奚爽 冕旒追悼渠帥興哀 20. 仍從優厚願亡月季旬八日遷 □ | 京| 北府長 □ □ 龍首鄉禮也惟将軍宇量恢 21. 弘體業沈毅天弧射法太一營圖[無俟]觀書有□指掌□揮中郎将再踐大将軍 22. 金章解辮而飾腰紫紱削袵而加體初或竊叢終亦謂宜傳云知人則哲不其難 23. 矣将軍之生功不言於大樹将軍之死墓起象於 圖 🏻 飾終表哀義在於是廼為 24. 銘曰 蘭牛有 顧 □ 出自珎 ၊ 頭 | 駅 外 | 個 | 馥惟内真粤在 計列 25. 俗為匪人|圏||優| 朗鑒高挺貞筠貞||筠||伊何浚寒獨異朗□□何占風慕義明明 26. 天子任賢勿貳團其忠節崇其寵位寵以上袟位以中郎□□登降威衛翺翔将 27. 軍進級右地封王統護兵馬跋履沙場沙場九姓招喻歸命歸命之心懷我好音 28. □ 凶首刎遺噍越□ 羣胡蠢<干紀難 図義不遺 君討期必殞 園 園 奔晷寸陰詎 29. 圖滔滔逝川尺波靡舍始欽服冕俄悲□駕□□高堂魂歸大夜蒼茫曠野揺落

2 訓 読

31.

唐の贈左驍衛大将軍,左賢王,阿史那毗伽特勤の墓誌銘并びに序 朝散大夫,行著作佐郎,東海の徐峻撰

秘書省楷書驍騎尉賴郡李九皇書

これ唐の開元十有二祀,秋九月丁巳朔, ここに三日己未,左賢王,右威衛将 ® 軍,阿史那毗伽特勤卒す。享年四十三。頡利突利可汗の曽孫なり。

其の先は夏后氏の苗裔なり。草に随いて畜牧し,因りて北垂に居し,周を虐し秦を毒し,久しく諸夏を患いす。我が開元神武皇帝,重光運に応じ,下武嗣

興し、東より、西より、南より、北より、服さざるを思うなし。

毗伽,幽都の稟秀,沮沢の資靈もて,星を占いて胡運の将に終らんとするを 辯じ,呂を候いて中国に聖有るを知る。乃ち部帳を率い,翻然として図を改め, 韋毳を遐庭に棄て,礼譲の淳化に帰す。曾ち未だ歳を移さずして,旧国綸亡す。 それ,智もて未萌を察し,識もて先覚を表わすに非ず。覆巣の下,豈に復た独 り全からんや。

皇上、百蛮を寵綏し、万物を子育し、其の委質の効を収め、其の草面の誠を 嘉し、之を任ずるに腹心を以てし、之を尊ぶに爵禄を以てす。開元三年、雲麾 将軍、右威衛中郎将に拝せられ、紫袍金帯を賜わる。使いして三窟の九姓を招 慰せしめ、因りて九姓とともに黙啜を斬り、首を京師に伝う。朝廷、庸に疇い 将軍に増祑し、旧部落を統べさしむ。五年、改めて左賢王に封ぜられ、兼ねて 新旧の降戸を検校し、牙帳及び六纛を假せらる。富なること夷衆を有し、貴な ること蕃王たり。 命を承くれば 驚くが若く, 栄を踐めば増々懼れ, 来たるを 労いて安輯すれば、小大之を懐う。七年、入朝して特に宿衛に留まる。年を逾 え、また隴右・朔方二軍遊弈使に充てらる。時に胡賊干誅し、河曲を動揺する に、訊を執え、醜を獲るは、繋将軍に頼れり。遂に羽林軍上下禁旅の司を兼ね、 爪芽ここに寄す。之を授かるに弐なく、之を守るにただ夤たり。毎に岐山に大 蒐すれば、取んで周王の駕を奉じ、長楊に校猟すればしばしば準帝の軒に陪す。 たま 上は飛禽を斃し、下は伏冤を殪し、…を論じ獲を課るに、其の先に出づるなし。 今年八月, 勅を奉じてまた朔方軍に令して遊弈せしめんとし、往来に変に応ず 追悼し、渠帥哀を興し、制して左驍衛大将軍を贈り、物一百段、米一百石、栗 一百元を賜い、内使、葬事を監護し、葬に縁りて須うる所は伋りて優厚に従う。 厥れ亡月季旬八日, 京兆府長(安県) 龍首郷に遷す。礼なり。

惟,将軍,宇量は恢弘,体業は沈毅。天弧の射法,太一の営図は、俟ちて書を観ること無く,……掌を指す有り。……中郎将に拝せられ,再び大将軍に践

せらる。金章は辮を解きて腰に飾り、紫紱は袵を削して体に加う。初めは或いは竊議するも、終にはまた宜を謂う。伝に云う知人則哲も、其の難たらざるなり。将軍の生くるや、功は大樹に言わずして、将軍の死するや、墓は象を廬…に起こす。終を飾り、哀を表わし、義は是に在り。廼ち銘を為りて曰く、

蘭は生じて馥有り、…は珍より出づ。珍は外のみ仮なるに非ず,馥は惟れ内に真あり。粤に在りて,壮烈なれば人に匪ざるを為さんと俗し,潜かに朗鑑を透し、高く貞筠を挺る。貞筠は伊れ何ぞや。寒を淩ぎて独り異たり。朗(鑑は伊れ)何ぞや。風を占いて義を慕えり。明明たる天子,賢に任じて弐なく,其の忠節を嘉し,其の寵位を崇ぶ。寵は上秩を以てし,位は中郎を以てし,……登降し,威衛に翱翔す。将軍に進級し,右地に王に封ぜられ,兵馬を統護し,沙場に跋履す。沙場の九姓,招喻せられて命に帰す。命に帰するの心,我に好音を懷る。元凶,首刻ねられ,遺噍誠に……。群胡蠢々として,干紀忍び難し。義は君たるを遺れずして,討ちては必ず殞を期す。駸駸たる奔晷,寸陰も詎ぞ借りられんや。滔滔たる逝川,尺波も舎める靡し。始め服冕に欽しむに,俄かに…駕に悲たり。……高堂に……,魂は大夜に帰せり。蒼茫たる曠野,揺落たる寒境,滕嬰の馬駐まり,繆襲の歌聞こゆ。……葬して冊を贈り,銘を書して勲を勒す。予嗟,万古たれ,此に将軍を埋めん。

松書省楷書, 驍騎尉, 趙郡の李九皐書

3 語 釈

- ①「左驍衛大将軍」 『大唐六典』巻24, 諸衛の条に,
 - 左右驍衛, 大将軍各一人, 正三品。
 - とある。12衛の1つ左驍衛の最高長官たる称号で,この贈官は墓誌文の第19行に見える。
- ②「左賢王」 匈奴24長の1つ。『史記』巻110,匈奴列伝によれば,匈奴領域内の左翼(東方)を統治する王将の1人で,左谷蠡王とともに最も大国を有し,その地位には常に太子が任命されるという。突厥の場合でいえば,匈

奴の左翼・右翼に相当する東西区画は Tölis(東方, 漢文史料の左廂)と Tarduš(西方, 漢文史料の右廂)がそれにあたり, 匈奴の左賢王にあたる 官職としては突厥では Tölis yabyu が,右賢王としては Tarduš šad が, ちょうどそれぞれふさわしい。この左右廂の東西区画は羈縻支配期においても維持され,また第二可汗国復興後に唐統治下に残った突厥人に対しても名目上存続している。すなわち,突厥の左右賢王の称号は,左右廂を管轄する突厥人(恐らくはそれぞれの最高監督官)に対する唐側からの雅称であろうと推測されるのである。 用例としては, 貞観13年(639)に阿史那思摩を立てて降附突厥人を北帰させる際に,『旧唐書』巻194上,突厥伝上に,

又以左屯衛将軍阿史那忠為左賢王,左武衛将軍阿史那泥孰為右賢王,以 弐之(思繫)。

とあり、また本墓主も登場する『冊府元亀』巻 986、 外臣部、征討 5 に、 黙啜之子、右金吾衛大将軍、右賢王墨特勤。

と見える(前述のごとく,この人物は「毗伽公主阿那氏墓誌」にも「兄右賢 王墨特勤」として登場する)。そして『新唐書』突厥伝下が本墓主を,

左威衛将軍, 右賢王阿史那毗伽特勒。

と記しているのは、本墓誌によって明らかに「左賢王」の誤りとしなければならない。ただし、1つ注意すべきは、本誌文第27行に、

右地封王。

と刻されている点である。この「右地」を右廂と解すると、左賢王とは左右 (つまり東西)が逆になってしまうからである。類似の例を挙げれば、Tar-

⁽²⁾ 護雅夫「匈奴の国家」(『史学雑誌』59-5, 1950),同「北アジア・古代遊牧国家の構造」(『世界歴史』6,岩波書店,1971),同「プリツァク『二四大臣,匈奴国家の統治機構史の研究』について」(『史学雑誌』80-1,1971),沢田勲「匈奴君長権の性格一匈奴遊牧社会の歴史的規定をめぐって一」(『駿台史学』43,1978),山田信夫「テュルク・モンゴル系古代遊牧民の国家形成一匈奴の場合一」(福井勝義・谷泰編『牧畜文化の原像一生態・社会・歴史』,日本放送出版協会,1987,同氏著『北アジア遊牧民族史研究』,東京大学出版会,1989,再録),同「匈奴の『二十四長』」(『小野勝年博士頌寿記念東方学論集』,龍谷大学東洋史学研究会,1982,同上再録)等。

⁽³⁾ 拙稿「唐の突厥遺民に対する措置をめぐって」(日野開三郎博士頌寿記念論集『中国社会・制度・文化史の諸問題』,中国書店,1987)。

duš šad であった毗伽可汗を『旧唐書』突厥伝上が「左賢王黙棘連」と記す例が存在する。この『旧唐書』突厥伝はあるいは「左」「右」の誤記とも考えられるが、本誌文は明らかに同一文中で「左」「右」が混同しているのである。この点は誠に興味深いが、また解釈も同時に大変困難であり、今は指摘するだけにとどめたい。

③「朝散大夫,行著作佐郎」 朝散大夫は従5品下の文散官。著作佐郎は秘書 監著作局の次官で,『大典』巻10に,

著作局,著作郎二人,從五品上。……著作佐郎四人,從六品上。……著作郎,掌修撰碑誌·祝文·祭文,与佐郎分判局事。

とある。「行」とは、 散官と職事官の品階を比較して職事官品が低い場合を示す用語で、その逆は「守」という。同規定は『貞観令』に既に定められていたことが、『旧唐書』巻42、職官志1に見える。

- ④「徐峻」 後掲「おわりに」参照。
- ⑤「右威衛将軍」 12衛の1つ右威衛の副長官。『六典』巻24,諸衛の条に,左右威衛,大将軍各一人,正三品。……将軍各二人,従二品。とあるが,「従二品」は『旧唐書』巻44,職官志3などに従って「従三品」の誤りと解さねばならない。この授官は、開元3年(715)に授けられた右威衛中郎将が翌開元4年に進官されたもので(誌文第10~11行),以後墓主は死亡時まで同称号を帯していたことになる。
- ⑥「頡利突利可汗」 突厥第一・第二両可汗国を通じて、頡利突利可汗なる可汗は史料上登場しない。想起されるのは、第一可汗国最後の可汗である頡利可汗と、頡利の甥(兄始畢可汗の嫡子)で東方統治にあたっていた小可汗と目される突利可汗の2名である。墓主の曽祖父の時代に第一可汗国末期をあてるのはほぼ妥当であろうから、誌文の「頡利突利可汗」は頡利、突利のどちらかを具体的に指すのかもしれない。しかしながら、本墓誌の撰者が阿史

⁽⁴⁾ 護雅夫『古代トルコ民族史研究 I』(山川出版社, 1967) pp. 270-271。

那氏の正確な系図を持っていたかどうかは多分に疑わしく,「頡利突利可汗」は頡利可汗,突利可汗という全く別個の2人の称号をつなぎあわせた表現とも思えるし、また、この両名とはさらに別個の第3の阿史那氏の人間を撰者が認識していた可能性も完全には払拭しきれない訳であるから、これだけでもって阿氏那氏の系譜の中に墓主の位置づけを行なうのは危険である。ただし、本誌文の撰者およびその周辺の人間が、墓主を第一可汗国以来の統治者一族の系譜の上に位置づけていたことだけは、間違いないだろう。

①「其の先は夏后氏の苗裔なり」 『周書』巻50, 突厥伝, 『通典』巻 197, 辺 防典, 突厥の条等は, 突厥の先を「匈奴の別種」としており, 『史記』巻110, 匈奴列伝には,

匈奴,其先祖夏后氏之苗裔也。 とあって,これを踏まえた記述。

⑧「開元神武皇帝」 玄宗のこと。『旧唐書』巻8, 玄宗本紀上, 先天2年 (713) 11月の条に,

戊子, 上加尊号為開元神武皇帝。

とあり、『新唐書』巻5,玄宗本紀の同条にも,

戊子, 羣臣上尊号曰開元神武皇帝。

とあり、また『資治通鑑』巻210の同条にも、

辛巳,羣臣上表請加尊号為開元神武皇帝,従之。戊子,受冊。 と見える。玄宗はこの年の翌12月に「開元」と改元した。

⑨「重光運に応ず」「重光」は日・月・星の光のごとく徳を布くこと。『書経』顧命に、

昔君文王・武王宣重光。〔注〕言,昔先君文武,布其重光累聖之徳。……重光,馬云,日月星也。太極上元十一月朔旦冬至,日月如畳壁,五星如連珠。故曰重光。(昔君文王・武王,重光を宣く。 〔注〕言は,昔先君の文武,其の重光・累聖の徳を布くなり。……重光とは,馬云う,日・月・星なりと。太極上元十一月朔旦冬至,日月畳壁の如く,五星連珠

の如し。故に重光と曰う。)

とあり、朱駿声『通訓定声』光字下は,

馬注,日月星也。按,三光代明。故曰重。(馬注に,日・月・星となり。 按ずるに,三光かわるがわる明なり。故に重と曰う。)

- とする。「応運」は天命の機運にかなうこと。荀悦『漢紀』(四部叢刊) 序に, 実天生徳, 応運建主。(実に天は徳を生じ, 運に応じて主を建つ。) と見える。
- ⑩「下武嗣興」 「下武」は『詩経』大雅, 文王之什の篇名。 武王が文王の後を継ぎ, 先王の徳を明らかにしたことを称えて,

下武維周 下武は維れ周 世有哲王 世, 哲王あり

と歌う。〔毛伝〕は「武,継也。」,〔鄭箋〕は「下,猶後也。後人能継先祖者。」とするが,〔集伝〕は「下,義未詳。或曰,字当作文。言,文王武王 実造周也。」とする。「嗣興」は前者をついでおこること。『書経』洪範に,

禹乃嗣興。天乃錫禹洪範九疇。(禹乃も嗣いで興る。 天乃ち禹に洪範九 疇を錫う。

とある。すなわち、「下武」「嗣興」ともに後人がよく先祖の跡を継ぐをいう。

①「毗伽」 誌文はこの2字の前で明らかに文章が切れており、一方続く後文では「幽都稟秀」と「沮沢資霊」とが対句を成している。すると、この「毗伽」は、(1) 墓主毗伽特勤その人を指す固有名詞、(2) bilgä(賢こい)本来の意の形容詞、の2通りの解釈が想起される。(1)にとれば後文の主語となり、(2)にとれば「稟秀」「資霊」にかかることになろう。ところで、これを主語とすると、(a) 誌文第1行および3~4行のような例を除いては、本誌文においては、墓主を主語とする文章では一貫して主語は省略されていること、(b) 本誌文における墓主の呼称は「将軍」に統一されていること、(c) 例えば「闕特勤」を「特勤」と称すればともかく、「闕」と呼称するのは不自然であること、などの点から疑問が残るかもしれない。しかしながら、(a)につ

いては、墓主に関する具体的記述は本箇所より書き始められていること、(b) については、この時点では墓主はまだ唐より将軍号を授けられていないこと、(c)については、毗伽は突厥貴人の称号としては一般的であり、呼称として唐人が用いる可能性もあること、によって疑問解消の余地が残されよう。一方、形容詞にとると、唐人が突厥語を厳密に理解した上で漢文にそれを取り入れ得るかどうかという大問題が残される。したがってここでは、主語にとって読んでおきたい。

⑩「幽都の稟秀」 「幽都」は堯の時の北方の地をいう。『書経』堯典に,

申命和叔,宅朔方,曰幽都,平在朔易。〔注〕北称幽,則南称明,従可知也。都,謂所聚也。(申ねて和叔に命じ,朔方に宅らしめ,幽都と曰い,朔易を平在せしむ。〔注〕北を幽と称するは,則ち南を明と称すれば,従りて知るべきなり。都は,聚る所を謂うなり。)

とある。新釈漢文大系『書経(上)』(加藤常賢著,明治書院,1983年,pp. 21-24)は、この箇所を、「曰く」以下は地の文ではなく堯の言葉、「幽都」の2字は後から加わった衍字と解し、「申ねて和叔に 朔方に宅るを命じて曰く、『朔易を平在せよ。』」と読んでいるが、今は従来の解釈に従う。「稟」は生まれつき、天賦の性質の意。『詩経』大雅、「思斉」の詩序の疏に、

聖人稟性自天。(聖人の稟性は天よりす。)

とある。 すなわち, 「幽都稟秀」は北方の地で授けられた天賦の優秀な人格の意。

③「沮沢の資霊」 「沮沢」は草のはえている湿地。北方遊牧民族関係史料の用例としては、『漢書』巻94上、匈奴伝上、冒頓が呂太后にあてた書簡の中に、 孤債之君、生于沮沢之中、長於平野牛馬之域。

とある。「資霊」は天から授けられた心。 唐・謝偃「正名論」(『文苑英華』 巻746, 『全唐文』巻156)に

有弘文先生, 稟気冲和, 資霊傑秀。

とある。すなわち、沮沢で授けられた天賦の心の意。

⑭「星を占う」 北方遊牧民族の占星の習慣については史料に乏しいが、類似例としては、『史記』巻110、匈奴列伝に、

举事而候星月, 月盛壮則攻戦, 月虧則退兵。

とあり、『隋書』巻84、突厥伝にも、

候月将満, 輒為寇抄。

などと見える。

⑮ 「呂を候う」 張衡「天象賦」(『歴代賦彙』巻1) に,

葦道清塵而俟駕 葦道,塵を清めて駕を俟ち

漸台飛灰而候呂 漸台,灰を飛ばして呂を候う

とある。この「飛灰」は、12律の律呂を定める音管に葭灰(葦の幹の中の薄いまくを焼いてできた灰)を入れ、それを飛動させて節気をうかがうもので、 すなわち「呂」は律呂の呂、「候呂」は時候の占いのこと。

⑩「翻然として図を改む」「翻然」はひるがえる、かわる、転ずる様子。『風俗通』十反に、

翻然改志,以礼進退。(翻然として志を改め,礼を以て進退す。) とある。「改図」は考えを変更すること。

⑰「韋毳を遐庭に棄つ」「韋」はなめしがわ。「毳」は『後漢書』巻90, 烏桓 伝に、

食肉飲酪,以毛毳為衣。〔注〕鄭玄注『周礼』曰,毛之縟細者為毳也。 とある(この鄭注は『周礼』天官,冢宰治官之職, 掌皮の条に見ゆ)。 すな わち皮革・毛製の衣服類。「遐庭」は遠方の地,辺庭。

⑱「礼譲の淳化」 「礼譲」はまことの礼儀。『論語』里仁篇に,

子曰,能以礼譲為国乎,何有。不能以礼譲為国,如礼何。(子曰く,「能 く礼譲を以て国を為めんか,何か有らん。礼譲を以て国を為むること能 わずんば,礼を如何せん」と。)

とあり、〔集註〕は「譲者、礼之実也。」とする。「淳化」は情け深い教化。 張衡「東京賦」(『文選』巻3)に、 清風協於玄徳 清風,玄徳に協い

淳化通於自然 淳化,自然に通ず

とあり、〔薛綜注〕は、

協,同也。淳,厚也。玄,天也。自然,通神明也。言,帝如此清惠之風, 同於天徳,淳厚之化,通於神明也。

とする。

⑩「曽ち未だ歳を移さずして,旧国淪亡す」 この「曽」は,『史記』巻118, 淮南王列伝に,

対貴為天子,死曽不如匹夫。(紂貴きこと天子たれども,死すれば曽ち 匹夫に如かず。)

などとその用例が見えるごとく、 結果に意外の 気持ちをこめて 接続させる 「すなわち」。「淪亡」はしずみほろびること。『説文』に、

淪,小波為淪。……一 日没也。

とあり、『書経』微子に、

今殷其淪喪。(今,殷其に淪喪せんとす。)

とあって、〔注〕は「淪、没也。」とする。今文尚書では、この「淪」は「典」に作る。しかし「典喪」では意味が通じないため、皮錫瑞『今文尚書攷証』巻9は、銭大昕説を引いて「典、読如殄。典喪者、殄喪也。」と解している。なお、誌文には「歳を移さずして」とあるが、黙啜の死は開元4年のことであり、ここは前年からの統治体制崩壊を指していると思われる。

②「未萌」 まだきざしのない前のこと。『戦国策』趙策, 武霊王平昼間居の 条の肥義の言葉に,

愚者昧於成事,智者見於未萌。(愚者は成事に昧く,智者は未萌に見る。) と見える。なお,この肥義の言葉は『商子』更法篇を引用したもの。

とある。

22 「覆巣の下」 『世説新語』言語篇に,

孔融の収えらるるや、中外惶怖す。時に融が児、大なる者は九歳、小なる者は八歳なり。二児故より琢釘戯(くぎ刺し遊び)し、了に遽容無し。融、使者に謂いて曰く、「冀わくは、罪、身に止まらん。二児、全きを得べきや不や」と。児、除に進みて曰く、「大人(父上)、豈に覆巣の下に復た完き卵有るを見んや」と。尋いでまた収え至る。

とある故事が出典。「覆巣破卵」といい、 巣がくつがえって卵が破れること、 転じて親が災難に遭えば子もそこなわれる、また本が亡べば末も亡ぶの喩。

◎「寵綏」 いつくしみ安んずること。『書経』泰誓上に,

天佑下民,作之君,作之師。惟其克相上帝, 寵綏四方。(天, 下民を佑けて之が君と作し,之が師と為す。惟れ其れ克く上帝を相けて,四方を寵綏す。)

とあり、〔注〕は「天下を寵安するなり」とする。『書経』のこの一節は『孟子』梁恵王下に「書日」として引用されているが、字句に若干の異同があり、「寵綏四方」は『孟子』は「寵之四方」に作る。

②「委質の効」 「委」は置,「質」は贄, 初めて仕える者が忠誠の礼物を君の前におくこと。『左伝』僖公23年に,

策名委賢, 弐乃僻也。(名を策し質を委きて, 弐あるは乃ち僻なり。) とあり、『国語』晋語9に,

臣聞之,委質為臣,無有二心,委質而策死,古之法也。(臣之を聞く,質を委きて臣と為れば,二心有る無く,質を委きて策して死するは,古の法なり,と。)

とあり、『淮南子』氾論訓に、

成王既壮,周公属籍致政, 北面委質, 而臣事之。(成王既に壮なれば, 周公籍を属して政を致し,北面して質を委きて之に臣事す。)

と見えるなどがその用例。一説によれば、質には死んだ雉を用いて必死に仕

える意を示すといい, また委質は身体を屈して 忠誠の意を表わすともいう。 「效」は贈る,たてまつるの意。『礼記』曲礼上に,

效馬效羊者,右牽之,效犬者,左牽之。(馬を效し羊を效す者は,右に ななった。 之を牽き,犬を效す者は,左に之を牽く。)

とあって、〔注〕に「效、猶呈見也。」とされる。

- ∞「草面」「草」は粗末,いやしいの意。
- ②「雲塵将軍」 従3品の武散官。『六典』巻5,兵部郎中の条に,郎中一人,掌考武官之勲・禄品命,以二十有九階,承而叙焉。従一品, 日驃騎大将軍……従三品,日雲麾将軍……。
- ②「右威衛中郎将」 『六典』巻24, 諸衛, 左右威衛の条に, 左右威衛, 大将軍各一人, 正三品。…… 翊府中郎将各一人, 正四品下。 左右郎将各一人, 正五品上。中郎将, 掌領其府校尉・旅帥・翊衛之属, 以宿衛, 而総其府事。

と規定される。

とある。

② 「紫袍金帯」 3品官以上が着衣を許される紫色の官衣上着と金玉装飾の帯。 『旧唐書』巻45, 輿服志に、

貞観四年(630)又置,三品已上服紫,五品已〔上〕(下)服緋,六品・七品服緑,八品・九品服以青,带以鍮石。……(五年)十一月,賜諸衛将軍紫袍,錦為褾袖。……上元元年(674)八月又制,「……文武三品已上服紫,金玉带。……」

とある。

②「三窟の九姓」 漢文史料に現われる「九姓」「九姓鉄勒」「鉄勒九姓」がオルホン碑文に見える Toquz Oyuz に相当することは、すでに定説である。ただし、toquz は数詞で「九」であるが、oyuz を固有名詞と見て漢文史料の「鉄勒」に相当すると解するか、あるいは本来「姓」に相当する普通名詞と

(5)

解するか、という点になると意見が分かれる。前者の解釈に従えば、Toquz Oγuz は「九のオグズ族」の意で、漢文史料はoγuz を「鉄勒」と訳し、「姓」は補足した文字ということになり、後者の解釈に従えば、Toquz Oγuz は「九の姓」の意で、「鉄勒」の部分は中国側が補足した表記ということになる。ところで、漢文史料には「九姓鉄勒」「鉄勒九姓」のほかに、主として玄宗期に数例ながら「九姓突厥」「突厥九姓」という表記も登場し、また陜西省博物館には天宝3載(744)没の「九姓突厥契苾李中郎墓誌」が所蔵されていて、本来「鉄勒」と漢文表記される集合体に属する契苾部の人間が、玄宗期に「突厥」と表記される例が明らかに存在する。とすると、oγuz は固有名詞で中国側はそれを「鉄勒」と訳記したと解するよりは、toquz oγuz は「九の姓」であり、「勒鉄」の部分はテュルク族の集合体という意味をより明瞭にするために中国側が補足した表現なのであって、それが玄宗期には混同されて「突厥」が附加される表記が登場する、と解する方がより自然な解釈ではなかろうか。

一方「三窟」については、本誌文では「九姓」を何らかの意味で修飾する 語と思われる。通常、漢文で「三窟」の語が使用される場合は、孟嘗君に仕 えた馮護の「狡冤三窟」の故事が想定され、『戦国策』斉策、斉人有馮諼者 の条に、

馮諼曰,狡冤有三窟,僅得免其死耳。今有一窟,未得高枕而臥也。請為君復鑿二窟。(馮諼曰く,「狡冤は三窟有りて,僅かに其の死を免るるを得るのみ。今,一窟有るのみ,未だ枕を高くして臥するを得ざるなり。

⁽⁵⁾ わが国における前者の説の代表は羽田亨「九姓回鶻と Toquz Oyuz との関係を論ず」(『東洋学報』9-1,1919,同氏著『羽田博士史学論文集』上巻,歴史篇,東洋史研究会,1957,再録)であり、後者の代表は橋本増吉「九姓回鶻の問題に就いて」(『史潮』3-1,1933),片山章雄『Toquz Oyuz と『九姓』の諸問題について」(『史学雑誌』90-12,1981)である。その他,この問題に触れた内外の論考は数多いが、それらについては以上の論文を参照。

⁽⁶⁾ 拙稿「『九姓突厥契苾李中郎墓誌』 初探」 (昭和63年度文部省科学研究費研究成果報告書『中央アジア史の再検討―新出史料の基礎的研究―』)。なお,森安孝夫氏もチベット語文書 (P. 12 83) に現われる dru-gu rus dgu (九姓 Dru-gu) を九姓鉄勒あるいは九姓突厥・突厥九姓と同値と考えられている。同氏「チベット語史料中に現われる北方民族―DRU-GUとHOR―」 (『アジア・アフリカ言語文化研究』 14, 1977) p. 16, 参照。

請う, 君の為に復た二窟を鑿たん」と。

とあり、この後馮諼が、(1) 薛の民を心服させ、(2) 孟嘗君を斉の相位に復 職させ、(3) 薛に斉の先王の廟を建て、そしてこの三窟を成就して主君に禍 いが及ばないようにしたという計略の逸話を、その出典とする。すなわち、 一般的には「策略にたけた | 「狡猾な」「ずるがしこい | の意をもって引用され るのである。これを踏まえて解釈すれば、唐を隔たることはるか北方の地に いる九姓鉄勒が往々にして示すところの突厥勢力が強大な時にはこれに服し、 逆の場合は離反する等の姿を, 唐人が極めて主観的に「三窟」と表現したか, または唐の対突厥計略に際して1つの重要なポイントとなる(または,なっ た)という意を込めて表現したか、いずれかのごとくに読み取れよう。一方, この「三窟」を「狡冤三窟」の故事とは全く無関係に解そうとすれば、この 語の意味するところは、地名、北方を指す語、九姓の何らかの体制を示す語、 九姓のある一部分を指す語、さらには、黙啜を実際に暗殺したのは九姓の抜 野古(抜曳古) Bayirqu であるから、上記いずれかの意味で具体的には抜 野古を示す表現等々の可能性が想起されようが、しかしながら現存史料を管 見の限りでは、これらいずれの解釈に対しても有効な裏づけを得ることは極 めて困難と思われる。そこで今は、上掲馮諼の故事を踏まえて解釈しておく こととする。ただし、ここでわざわざ「三窟」なる語が用いられているのは、 4字句の落着きをもたせる必要から「九姓」に対する数詞の対を考慮してこ の語が選択されているという点だけは、肯首されてよかろう。

③ 「黙啜」 第二可汗国第2代 Qapyan qayan。在位691—716。初代骨咄禄の弟、3代ビルゲ可汗の叔父。復興突厥の国力充実につくし、度重なる遠征によって範図を拡大した。晩年、服属諸部、特に九姓が離反したためにこれを討ち、開元4年(716)に抜野古をトラ川で大敗させたが、勝利にたのんで深入りしたため、柳林中で抜野古の急襲にあって斬殺された。黙啜の墓は、中央アイマク、ウンジュル=ソモン、トラ川左岸のムハル遺跡がその候補地とされている。その根拠は、同遺跡からは1925年にボロフカによって亀趺が

発見されたが、後にクリャシュトルヌィによって、その側面に彫刻されたヤギは第二可汗国の紋章、ヘビは被葬者の没年と考えられ、さらにヴォイトフがそれを踏まえて該当者をカプガン=カガンにしぼったことによる。

③ 「首を京師に伝う」 黙啜の首級伝達については,『通典』巻198, 辺防典, 突厥中に,

抜曳固逆率韻質略,於柳林中,突出擊黙廢斬之,便与入蕃使郝霊佺伝黙 啜首至京師。

とある。誌文の記述は、墓主が京師まで郝霊佺と同行したか、墓主が黙啜殺 害と首級伝達に特に功績があった点をこのように表現したか、どちらかであ ろう。なお、史料によってはこの郝霊佺自身が黙啜を斬殺したかのごとくに 記すものもあるが、本誌文の出現からも黙啜殺害は九姓によると考えてよい であろう。

③ 「庸に疇う」「疇」は酬,報。「庸」は功。陸機「漢高祖功臣頌」(『文選』 巻47) に,

帝疇爾庸,後嗣是膺。(帝,爾が庸に疇い,後嗣,是に膺ず。) とある。

③「降戸」 唐に降附し、唐の統治下に入った化外人の一形態に対する、唐側の把握概念用語。法制用語としても史料に現われる。附貫され、一般州県民化する形態とは性格を異にする。突厥の降戸の場合を唐側の統治政策の観点から要点整理してみると、(1) 第一可汗国が滅亡すると、唐は突厥固有の東西行政区画 Tölis, Tarduš を左廂・右廂と称して利用し、左廂に定襄・桑乾両都督府、右廂に雲中・呼延両都督府を置き、やがてそれらの上に単于大都護府を設置して監督させる体制をとった。(2) 突厥が復興し、単于府が廃止されると、4都督府はオルドス夏州に僑治され、所管突厥人の人口は当然減少したが、左右廂の区画は形式上まもり続けられたと思われる。(3) 単于都護府が維持できなくなり、またその後も時として降附して来る突厥人に対

⁽⁷⁾ 林俊雄「モンゴル高原における古代テュルクの遺跡」(『東方学』81, 1991) p. 170。

し、唐はその統治を在治諸州の統轄下に置いた。(4) このような形態で唐に統治される突厥人は、覊縻支配期であろうと第二可汗国期であろうと、一様に「降戸」に相当する、のごとくである。こうした降戸について、『新唐書』 巻51、食貨志1は、

四夷降戸, 附以寬郷, 給復十年。

と記しており、この記事によれば、降戸は附貫され復除期限10年を過ぎれば一般州県民と同等に扱われるかのようにうけとられるが、これは戸令の附貫規定と賦役令の復除規定をつなぎあわせた新志独自の文で、令文には「化外帰朝者」「外蕃之人投化者」とあって、これらは降戸に対する規定ではない。この規定は、附貫され州県民化する帰化人にあてはまるものであり、したがって新志の記事によって降戸の形態を解釈するのは妥当ではない。

③「六纛」 六本の大旗。中国では古の天子六軍の象徴で、黄帝より始まると される。突厥の「纛」については、『周書』巻50、突厥伝に、

(可汗の) 旗纛之上, 施金狼頭。

とあり、『新唐書』巻215上、突厥伝上に、

可汗建廷都斤山, 牙門樹金狼頭纛, 坐常東嚮。

とある。唐が纛を賜う例としては、『旧唐書』巻194上、突厥伝上に、貞観13年(639)に阿史那思摩を立てて降附突厥人を北に帰そうとした際のこととして、

於是,命礼部尚書·趙郡王孝恭,齎書就思摩部落,築壇於河上以拝之, 并賜之鼓纛。

と見える。なお、首長等の所在地を示す「しるし旗」は古トルコ語でも tuy の語が用いられる場合があるが、これは中国語「纛」(dok, duk) の借用語と考えられている。

⁽⁸⁾ 拙稿前掲注(3)論文,および「唐代の帰化と諸蕃!(『中国古典研究』33,1988)。

⁽⁹⁾ G. Dærfer, Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen, Band II, Wiesbaden, 1965, SS. 618-622. G. Clauson, An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish, Oxford, 1972, p. 464.

③「宿衛」『六典』巻5, 兵部に,

蕃人任武官者, 並免人宿。任三衛者, 配玄武門上(上疑当作者), 一日上, 両日下, 配南衙者, 長番, 毎年一月上。

とある。「三衛」とは左右衛下の親衛・勲衛・翊衛府,および他衛の翊衛府のことで、宿衛の任にあたり、「玄武門」は長安城の北方禁苑に通ずる宮城北門、「南衙」は12衛のことである。これによれば、蕃人武官の三衛に任ぜられた者で、南衙に配せられた者は1年に1月上番、玄武門に配せられた者は3日に1日上番ということになる。前文の「蕃人の武官に任ぜらるる者は、並びに入宿を免ず。」の解釈は困難であるが、『六典』巻5には、この前に、

凡懐化・帰徳将軍(ともに蕃官に授く),量配於諸衛上下。 とあってこの記事と矛盾するので,章羣氏は「入宿」と「宿衛」とは同じも のではないと解されている。蕃人武官の宿衛規定については史料に乏しく, 章羣・馬馳両氏の専著においても多くのページはさかれておらず,唐の覊縻 政策構造の中の位置づけ等と関連して,未解明の点が多い。

⑧「隴右・朔方二軍遊奕使」 隴右節度使は開元5年(717)設置で治所は鄯州。 朔方節度使は開元9年(721)設置で治所は霊州であるが、その実体は朔方 道行軍総管の名の下に早くからでき上っていた。ここは隴右節度使と朔方道 行軍総管の管轄内で遊奕の職務を帯びたものと思われる。遊奕については、 『涌典』巻152、兵典5に、

游奕,於軍中選驍果, 諳山川泉井者充。常与烽・鋪・土河計会交牌, 日夕 遲候。於亭障之外, 捉生問事。其軍中虚実挙用, 勿令游奕人知。其副使子将, 並久軍行人, 取善騎射者兼。

⁽¹⁰⁾ 浜口重国「府兵制度より新兵制へ」(『史学雑誌』41-11・12, 同氏著『秦漢隋唐史の研究』上 巻, 東京大学出版会, 1966, p. 7参照)。

⁽¹¹⁾ 章羣『唐代蕃将研究』(台北·聯経出版事業公司, 1986) p. 97。

⁽¹²⁾ 章羣,上掲書,同『唐代蕃将研究(続編)』(同,1990),馬馳『唐代蕃将』(三秦出版社,1990)。このほかに唐代蕃将をとりあげた研究に,陳寅恪「論唐代之蕃将与府兵」(『中山大学学報』1957-1,『金明館叢稿初編』上海古籍出版社,1980,再録),谷口哲也「唐代前半期の蕃将」(『史朋』9,1978),謝海平『唐代留華外国人生活考述』(台湾商務印書館,1978)第2編第1章第2節「宿衛授官」「帰附授官」の項,等がある。

とある。文中の「烽」は烽台,「鋪」は馬鋪で,山谷の要路に30里ごとに置かれて急を馳報する施設,「土河」は山口の賊路に横断道を鑿ってその中に細沙をしき,人馬足跡の多少を毎日検査する方法,またはその係の者。遊奕とは,これらと連絡をとりながら軍中・辺境の警邏や探賊を行なう任務(使はその最高責任者)で,史料には,開元12年(726)4月「止和蕃公主入朝制」(『唐大韶令集』巻42)に,

奚有五部落。宜賜物三万段,其中取二万段,先給征行・遊奕兵及百姓。 とあり、『通鑑』巻214,開元24年(736)4月の条に,

翠干嘗負官債亡入奚中, 為遊奕所得。

などと 現われる。 文書史料としては、 アスターナ 509 号墓出土、 開元22年 (734) 8月西州都督府関に、 遊奕突厥人を領民とする 遊奕首領骨邏払斯と 西州都督府の間で、 灌漑工事の人夫や粮食についての計会が行なわれている ことを物語る有名な文書がある。なお、この遊奕首領の「骨邏払斯」の中古音はkuət-lā-p'luət-siě であり、 これは「ガイド」「道案内人」の意をもつ古トルコ語の qulavuz の漢字音写である可能性が極めて高いと思われる。この点については、 大阪大学文学部教授森安孝夫氏より御示教をいただいた。

また、かつて日比野丈夫氏が紹介された一連の蒲昌府文書群(寧楽美術館蔵)にしばしば「遊奕」の語が現われ、開元2年(714)の西州における遊奕官の補充・交代等の実態をうかがわせており、菊池英夫氏がこれらの文書と『通典』所引「李靖兵法」から前線における遊奕の任務を分析するとともに、その語源を「遊騎を以て探邏し、警急に奕馳して報ずる」にあろうと考

⁽¹³⁾ 写真は新疆維吾爾自治区博物館編『新疆出土文物』(文物出版社,1975) 図版95,同『新疆歷史文物』(同,1978) 図版28, 錄文は池田温『中国古代籍帳研究』(東京大学東洋文化研究所,1979) p. 369,『吐魯番出土文書』第9冊(文物出版社,1990) pp. 104-105,等参照。

⁽¹⁴⁾ B. Karlgren, Analytic Dictionary of Chinese and Sino-Japanese, Paris, 1923, pp. 48, 146, 184, 243.

⁽¹⁵⁾ G. Dærfer, op. cit., Band III, Wiesbaden, 1967, SS. 490-493. G. Clauson, op. cit., pp.617-618.

⁽¹⁶⁾ 日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」(『東方学報』京都, 33, 1963)。

えられた。さらに最近では、遼寧省檔案館に存在する蒲昌府文書の残片を栄新江氏が分析し、その一部が日比野氏紹介の第45号文書(寧29頁)と接続することを指摘し、同文書が死亡遊奕官の補充に関する開元2年3月蒲昌府牒であると復原されている。

(39) 「胡賊干誅し、河曲を動揺す」 開元9年(721)4月に、霊・夏州南境の 蘭池州で康待賓・安慕容・何黒奴等西域系胡人を首謀者として起きた、いわ ゆる河曲六州胡の反乱を指す。同年中に鎮圧された。六州胡については小野 川秀美氏に研究があり、また、反乱の主要関係史料は張沢咸氏が整理されて いる。したがってここでは、反乱鎮圧にかかわった人物の墓誌史料として、 1958年に西安東南郊で発見された「楊思勗墓誌」に、

康顯子以六胡州叛, 公一鼓用兵, 截然大定, 公之武威也。

なる一文が見えることを紹介し、また同反乱鎮圧後の処置を朔方道行軍大総 管の王晙に委ねた詔文(『冊府元亀』巻992、所載)の一節に、

及却投来吐渾·党項·左右廂降戸雜蕃,并胡残部落,或善悪未分,或久 長取穏。若須**釐**革,一事以上,并委王晙。

とあるので、突厥降戸の中には反乱軍側に加わった者も存在した点だけを指 摘するにとどめたい。

38 「訊を執え,醜を獲る」 『詩経』小雅, 出車に, 夷狄討伐軍の凱旋を歌って,

執訊獲醜 訊を執え,醜を獲て,

連言環帰 薄か言に還帰す。

とあるのが出典。〔鄭箋〕は「執其可言問所獲之衆。(其の言問すべき獲る所

⁽¹⁷⁾ 菊池英夫「西域出土文書を通じてみたる唐玄宗時代における府兵制の運用(上)(下)」(「東洋学報」52-3・4,1969・70)。

⁽¹⁸⁾ 栄新江「遼寧省檔案館所蔵唐蒲昌府文書」(「中国敦煌吐魯番学会研究通訊」1985-4)。同文書の写真は遼寧省檔案館「唐代檔案」(「歴史檔案」1982-4) に掲載されている。

⁽¹⁹⁾ 小野川秀美「河曲六州胡の沿革」(『東亜人文学報』1-4, 1942)。

⁽²⁰⁾ 張沢咸編『唐五代農民戦争史料彙編』(中華書局,1979) 上冊,55「蘭池胡康待賓」の項。

⁽²¹⁾ 中国社会科学院考古研究所編著『唐長安城郊隋唐墓』(文物出版社,1980), pp. 83-86。

の衆を執う。)」とするが,〔集伝〕は「訊, 其魁首当訊問者也。醜, 徒衆也。」 とし, こちらの方が意味が明確となる。すなわち,「訊」は首魁,「醜」はそ の手下の徒衆。

◎「緊将軍に頼れり」 この「緊……頼」は、『左伝』襄公14年に、

王室之不壊,緊伯舅是頼。(王室の壊れざりしは,ああ伯舅に是れ頼る。)とあるのを踏まえた記述。〔疏〕に「唯伯舅大公是頼也。」とあるので「ただ将軍にのみ頼る」と訓じてもよさそうであるが,〔注〕は「緊,発声。」とし,新釈漢文大系『春秋左氏伝』三(鎌田正著,明治書院,1977年,p. 949)も「ああ」と訓じているので,こちらに従っておく。

⑩「羽林軍」 南衙12衛に対する北衙禁軍6軍(左右羽林軍,左右龍武軍,左右神武軍)の一部。北衙禁軍のうち最も早く設置されたのが羽林軍で,その時期は『六典』巻25,諸衛や『旧唐書』巻44,職官志3によれば高宗龍朔2年(662)、『唐会要』巻72,京城諸軍によれば武后垂拱元年(685)とされる。一方,龍武軍の設置は開元27年(739)、神武軍の設置は至徳2年(757)であるので,北衙6軍が備ったのは粛宗朝のことである。ただし,龍武軍設置は確かに開元27年であるが,その母体は建国期の太原元従の兵およびその子孫であって,高祖期の元従禁軍がのちに父子軍・百騎・千騎・万騎等と名を改め,代々北門および禁苑の警備兵として玄宗期の龍武軍へとつながっている。したがって,本墓主の時代には,北衙禁軍にはこの龍武軍の前身と羽林軍とが存在した訳である。羽林軍は龍武軍とは構成員,職務ともに異なり,当初は府兵の中の越騎や歩射によって構成され,その職務も『六典』巻25に,

左右羽林軍,大将軍·将軍之職,掌統領北衙禁兵之法令,而督摂左右廂 飛騎之儀仗,以統諸曹之職。若大朝会,則率其儀仗,以周衛階陛。若大 駕行幸,則夾馳道,而為內仗。

と記されるごとく、主として儀仗兵の任務をおびていた。北衙禁軍は、府兵 制の崩壊および安史の乱によって南衙12衛が没落するにつれて勢力を伸ばし ていったが、やがて新たに生まれた神策軍1本に固まっていった。

- ④「爪牙」 虎狼の爪や牙のごとく王を衛る者。 爪牙の士。『詩経』小雅, 祈 父に見える。
- ❷「夤」 みずからつつしみ、おそれること。『説文』に「夤、敬惕也。」とあ る。「惕」はおそれる。 夕暮になると人みずからつつしみおそれるの意から くる。
- ❸「岐山に大蒐す」 岐山は陜西省岐山県東北の山名。その南麓は、周の祖の 古公亶父が北狄に追われて豳より遷ったとされる周原の地。実地調査報告に、 石璋如「伝説中周都的実地考察」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』20下, 1949年)がある。大萬は大いに狩猟を行なうこと。『左伝』昭公18年に、 ^{えら} 乃簡兵大萬(乃ち兵を簡びて大萬す。)

とある。

④「長楊に校猟すー 長楊は陜西省西安市西方にあった秦の宮殿名。漢代に修 理されて行幸の地となる。秦漢の遊猟地。「三輔黄図』巻1、宮の条に、

長楊宮、在今盩厍県東南三十里。本秦旧宮。至漢修飾之、以備行幸。宮 中有垂楊数畝,因為宮名。門曰射熊観。秦漢游猟之所。

とある。漢の孝成帝がここに禽獣を集め、四周に網をめぐらしてその中に放 ち、胡人に手づからこれをとらえさせて、中国の豪奢を誇示した。その時の 模様が揚雄「長楊賦」(『文選』巻9) に歌われている。「校猟」 の校は、禽 獣の逃路を防ぐもの。ませ。木でませを組み,その中で狩りを行なうこと。

- ⑤「変に応ず」 物事の不測の事態に応じて対処すること。
- (46)「虞候! 『事物紀原』輿駕羽衛部,虞候の条に,

春秋時, 晋有候正, 主斥候。又有原候, 候奄。則虞候之名, 蓋因此。 とあり、漢代には衛尉に都候、大尉に軍候等が、また隋代には太子衛と左右 **虞候が置かれ、みな斥候伺非を掌った。唐では藩鎮時代に、州県にある外鎮**

⁽²²⁾ 曽我部静雄「唐の南衙と北衙の南司と北司への推移」(『史林』64-1, 1981)。

④ 「朔漠 | 北方の砂漠地帯。

っておく。

- ⑧「穹蒼癘を降す」「穹蒼」は天、おおぞら。形は弓状、色は青いからいう。 「癘」はえやみ、疫病。『左伝』昭公14年に「癘疾不降。」とあり、〔疏〕に、 寒暑失時、則民多癘疾。癘疾、天気為之。故云降也。 とあって、疫病は天の気が降すものと考えられていた。
- ④「冕旒」 冕はかんむり、旒は冕の前後にさげる玉だれ。糸で貫いた玉を前後に垂れた、朝儀・祭礼等に際して著ける冠のこと。天子12旒以下、品階によって旒数に差が設けられている。ここは前が3字あけとなっているが、「渠帥」と対なので「王公百官」の意に解しておく。
- ⑩「物一百段,米一百石,栗一百石」「物」は物帛等と熟し,また単独で布帛類を指す用法で,唐代史料にしばしば見える。「米」は華北ではアワ米,江南では稲米(モミガラを除いたもの)を指し,「栗」はモミアワを指す。なお,唐喪葬令復原第8条には,

諸職事官薨卒……三品,物百段,粟百石……。

とあり、正3品左驍衛大将軍を贈官された本墓主の喪葬待遇は、物・栗に関 してはこの規定と符合する。

⁽²³⁾ 日野開三郎『支那中世の軍閥』(三省堂,1942。『日野開三郎東洋史学論集』第1巻,三一書房,1980,所収)。論集p.71。

⁽²⁴⁾ 仁井田陞『唐令拾遺』(東方文化学院,1933,初版。東京大学出版会,1964,復刻)衣服令, 参照。

⁽²⁵⁾ 物については日野開三郎「唐代租調庸の研究」 I 色額篇(自家版, 1974) p. 334, 米については同pp. 117-150「米の語義・用法」, 薬については同pp. 84-116「栗の語義・用法」, 参照。

⁽²⁶⁾ 仁井田『唐令拾遺』pp. 814-816。

⑤「内使」 この2字は熱語と見ないと読みが困難であろう。続文に「監護葬事」とあるが、唐代で京官の葬儀を監督するのは鴻臚寺司儀署であり、顕慶 4年(659)「尉遅融墓誌」に、

仍令鴻臚卿, 瑯琊郡開国公蕭嗣業監護……。

と刻され,開元17年(729)「徐堅神道碑」に、

鴻臚少卿元復監護葬事, 官給鼓吹儀仗。

などと記されている。したがって、この「内使」は朝廷から葬儀を総領する ために派遣された役人の意で、 具体的には鴻臚寺の上官クラス(『六典』巻 18、鴻臚卿の条によれば、 3 品官の葬儀監督は鴻臚丞の職務)を指している と解してよいのではあるまいか。

◎「長(安県) 龍首郷」 「安県」の2字は文脈からの推測によって補う。龍首郷は『長安志』巻12,長安県の条に、

龍首山, 在県北十里。

とある。黙啜の娘毗伽公主の埋葬地もその墓誌によれば「長安県龍首原」であり、以前に拙稿で紹介した阿史那施の埋葬地も「京兆龍首原」である。かつて羽田亨氏はこの龍首原を長安城内西端の居徳坊にこれを求められたが、この比定が誤りであることは既に岑仲勉氏によって指摘されている。なお、龍首原等の「原」は野原、平野の意ではなく、高平な山の意である。

- ③「礼なり」 しばしば墓誌文に現われるこの「礼也」の2字は,「礼にかなっている」「礼に従ってとり行なったことである」の意。この用例は『左伝』に約80例ほども見え,ごく一部を示せば次のとおりである。
 - (a) 〔隠公8年8月丙戌〕鄭伯以斉人朝王。礼也。(鄭伯, 斉人を以て王に朝

⁽²⁷⁾ 毛漢光 『唐代墓誌銘彙編附考』 第 4 冊 (中央研究院歷史語言究研所, 1986) 370, pp. 285-292。

^{(28) 『}文苑英華』巻 893、『唐丞相曲江張先牛文集』(四部叢刊) 巻19、『全唐文』巻291。

⁽²⁹⁾ 拙稿「「阿史那施墓誌」 試釈」 (唐代史研究会編 『東アジア古文書の史的研究』, 刀水書房, 1990) 参照。

⁽³⁰⁾ 羽田亨, 前掲注(1)論文, p. 150。岑仲勉『突厥集史』下冊, p. 824, 注(22)。

⁽³¹⁾ 駒田信二「原と『はら』」(『月刊しにか』1991-5)。

す。礼なり。)

- (b) [荘公 8 年春] 治兵于廟。礼也。(廟に治兵す。礼なり。)
- (c) 〔襄公13年春〕公至自晋。 孟献子書労于廟。礼也。(公,晋より至る。孟献子,労を廟に書す。礼なり。)
- (d) [昭公18年7月] 鄭子産為火故, 大為社, 祓禳於四方,振除火災。礼也。 (鄭の子産,火の為の故に,大いに社を為め,四方に祓禳して,火災を振 除す。礼なり。)
- ⑤ 「宇量は恢弘、体業は沈毅」「宇量」は人物の性質、器量。『晋書』巻3、 武帝紀に、

帝, 宇量弘厚, 造次必於仁恕。

とある。「恢弘」は大きく広いこと。「体業」はおこない,行動。『淮南子』 氾論訓に,

故聖人以身体之。(故に聖人は身を以て之を体す。)

とあり、[高注]は「体、行。」とする。「沈毅」はおちついて力強いこと。

⑤「天弧の射法,太一の営図」「天弧」は星名。弧矢のこと。天の弓とされる。『史記』巻27,天官書に、

其東有大星, 曰狼。……下有四星, 曰弧, 直狼。〔正義〕弧九星有狼東南。天之弓也。以伐叛懐遠, 又主備賊為之知姦邪者。

とあり、叛者・賊盗・姦邪等を討伐・監視する天の弓とされる。楊雄「羽猟 賦」(『文選』巻8) に、

熒惑司命, 天弧発射。

と用例が見える。「太一」は太乙・泰一等とも記し、 北辰神、 北極星のこと。 同じく『史記』天官書に、

中宫, 天極星。其一明者, 太一常居也。

とある。「天弧射法, 太一営図」と全く同じ用例として, 庾信「紇于弘神道碑」(『庾子山集』巻14)に,

青鳥甲乙之占,白馬星辰之変,九宮推歩,三門伏起,天弧射法,太乙営

図, 並皆成誦在心, 若指諸掌。

という文章が存在する。

56「書を観る! 『淮南子』説林訓に、

観射者遺其熱,観書者忘其愛。意有所在,則忘其所守。(射を観る者は がいわり 其の熱を遺れ,書を観る者は其の愛を忘る。意に在る所有らば,則ち其 の守る所を忘る。)

とあり、「心がひとところにとどまると守るべき道も 忘れてしまう」の意の用例がある。 しかしながら、本墓誌文のこの箇所を上掲庾信 「紇于弘神道碑」と比較してみると、前文は全く同文であり、後文も庾信 「若指諸掌」、本誌「有□指掌」と極めて類似しており、この前後 4 句は庾信碑文と同じ意味をもって記されていると思われる。 すると 「無俟観書」 は庾信 「成誦在心」の句に相当するのであるから、これから推すと、この「書」は「書籍」を指し、「書籍を見るまでもなく暗誦していて、物事を掌を指すように人々に示す」の意と読み取ることができる。したがって、 さらにいえば、「無俟観書」の「俟」は「あてにする」の意の「まつ」であろう。

⑤「掌を指す」『論語』八佾篇に,

或問締之説。子曰,不知也。知其説者之於天下也,其如示諸斯乎。指其 掌。(或るひと禘の説を問う。子曰く,「知らざるなり。其の説を知る者 の天下に於けるや,其れ諸を斯に示すが如きか」と。其の掌を指す。) とある。たなごころを指すがごとく,物事の判り易くなし易い喩。

®「金章は辮を解きて腰に飾り」「金章」は後文の「紫紱」と対。金印紫綬のこと。黄金の印と紫の印綬。漢代に、内臣では九卿・将軍以上および列侯に、外臣では客臣以外の一般外臣に授けられた。ここは唐代3品官以上が着帯を許可される紫衣金魚袋を意味し、中国皇帝と君臣関係に入ったことの表現。金印は『史記』巻79、蔡沢列伝に、

⁽³²⁾ 栗原朋信「文献にあらわれたる秦漢璽印の研究」(同氏著『秦漢史の研究』, 吉川弘文館, 19 60) 第3章「内臣の璽印」, 第4章「外臣の璽印」。

懷黄金之印, 結紫綬於要 (腰)。

とあるとおり、腰に結ぶ。「辮を解く」は結んだ髪をとき、夷狄の風習を改めること。『旧唐書』巻196下、吐蕃伝下に、

(大中3年,849)七月,河・隴(河州・隴州)奢老率長幼千余人赴闕。 上御延喜楼観之,莫不歓呼忭舞,更相解辮,争冠帯于康衢。 と見える。

⑤ 「袵を削す」「削」は除く、解く。「袵」は左衽、えりを左前に着ることで、 異民族の習慣を表現する常套句。『書経』畢命に、

四夷左衽, 罔不咸頼。(四夷左衽は, みな〔三君の徳を〕頼らざるなし。)

などと見える。

⑩「知人則哲」 官吏の人物を知る明があること。「哲」は明智。禹が、帝の務めは官吏を知り民衆を安んずるにあるが、これらは帝と雖ども困難だと嘆 じた故事を踏まえた表現。『書経』皇陶譚に、

禹曰,吁,咸若時,惟帝其難之。知人則哲,能官人。安民則恵,黎民懷之。(禹曰く,「ああ,みな時の若きは,帝と惟も其れ之を難しとす。人を知るは則ち哲にして,能く人を官す。民を安んずるは則ち恵にして,黎民之に懷く。……」と。

とあり、〔注〕は「哲、智也。無所不知。」とする。

⑪「功は大樹に言わず」 後漢の将軍馮異が、諸将が功を論じあっている中で、常に独り樹下に退いてこれを避け、自分の功を謙遜した故事。馮異はこれによって大樹将軍と称された。『蒙求』馮異大樹の条に、

後漢の馮異,字は公孫,潁川父城の人なり。……(兵車の)止舎する所 ごとに,諸将並び坐して功を論ず。異,常に独り樹下に解く。軍中,号 して大樹将軍と曰う。

と伝えられるエピソードが出典。

⑱「終を飾る」 死者の最後を飾ること。『隋書』巻39, 豆盧毓伝に,

毓遂見害,時年二十八。……煬帝下詔曰,「褒顕名節, 有国通規, 加等 飾終抑推令典。」

と見える。

- ⑥ 「朗鑑」 明らかなかがみ。
- ◎ 「貞筠! 竹のこと。貞は色が一定している様子。
- ⑥ 「(鑑伊) この2字は文脈より推測して補う。
- 66 「翺翔」 鳳凰が空高くはばたくさま。『楚辞』離騒や『淮南子』 覧冥訓等 に見える。
- ⑥「右地」 通常(特に北方遊牧民族関係の史料では),地域・方角を示す「左右」は北より南面する形を想定して使用され,したがってここは「西方の地域」を意味することになる。ところで,銘文「右地封王」に相当する墓主生前の事蹟を誌序中に求めれば,それは第12行に見える開元5年の左賢王以外には求め得ない。しかしながら,左賢王は東方統治の最高責任者に対する中国側の雅称と考えられるから,ここに東西が逆になるという問題が生ずる訳である。前掲語釈②,参照。
- ®「跋履」 道の無いところをふみわたってゆくこと。『左伝』成公13年に, 文公躬擐甲冑,跋履山川, 踰越險阻,征東之諸侯。(文公躬から甲冑をっちぬ 援き,山川を跋履し,險阻を踰越して,東の諸侯を征す。)

と用例が見える。

- 〇〇 「我に好音を懐る」 出典は『詩経』魯頌、泮水。フクロウ(淮夷)も泮宮の桑の実(天子の徳)を食べれば悪声を改めて好音をおくると歌う。
- ⑩「遺噍」生き残り、遺民。「噍」はかむ、食って生活する者の意。
- ⑪「蠢々」 騒ぎ乱れる様子。
- ⑩「干紀」 規律を犯すこと。
- 13 「羣胡蠢々……君たるを遺れず」 釈文上の問題点を述べておきたい。拓本では「羣胡蠢」の下の文字は「干」であり、「遺」と「君」の間が磨滅していて、全文は、

羣胡蠢干,紀難 図 義,不遺□君,討期必殞。

である。しかしながら、これでは意味が通じないばかりか、韻を見てもこの 文は「忍」と「殞」とで押韻されていると思われる。ところで、拓本を精査 してみると、「蠢」と「干」の間に単なるキズとは思えない明らかな再読記 号「ミ」が認められ、また「遺」の下の字のマス目は右下部分がわずかに磨 滅をまぬがれており、そこには字画らしき刻跡が認めにくく、ここは「君」 の上の1字あきと解することが可能である。よって本稿では、以上の判断お よび押韻や文脈から、前掲〔原文〕のごとくに釈文しておいた。

- ⑩「殞」「歿(しぬ)」または「隕(おちる)」に通ず。
- ⑤「駸駸たる奔晷」 「駸駸は馬が足音高く疾行するさま。 物事の急なこと。 「晷」はとき、原意は日時計のかげ。陸機「長歌行」(『文選』巻28) に、

寸陰無停晷 寸陰は晷を停むる無く,

た。 尺波豊徒旋 尺波は豊に徒に旋らんや。

とある。

- ⑩「寸陰」 わずかな時間。上掲「長歌行」参照。
- ⑦「滔滔たる逝川」 「滔滔」は水の流れるさま。「逝川」は流れ去って帰らない川水。『論語』子罕篇に,

子在川上, 日, 逝者如斯夫。不舎昼夜。(子, 川の上に在り, 日く, 「逝く者は斯の如きか。昼夜も舎めず。」と)

とあるのが出典。

- ⑱「尺波」 一尺の小さな波。前掲語釈慟,陸機「長歌行」参照。
- ⑲「高堂」 『論衡』薄葬篇に,

親之生也,坐之高堂之上,其死也,葬之黄泉之下。(親の生くるや,之 を高堂の上に坐せしめ,其の死するや,之を黄泉の下に葬る。)

とあり、繆襲「挽歌詩」(『文選』巻28) にも、

朝発高堂上 朝に高堂の上を発し,

暮宿黄泉下 暮に黄泉の下に宿す。

とあるなど, 死後の世界との対として使用される。すなわち, 生前の立派な 生活の表現。

®「大夜」 死後の世界, 黄泉。 則天武后「高宗天皇大帝哀冊文」(『文苑英華』巻835) に,

去重陽之奕奕,襲大夜之悠悠。(重陽の奕奕たるを去り, 大夜の悠悠た るを襲う。)

という一節がある。

- ® 「蒼茫たる曠野」 「蒼茫」は青々として広いさま。野,山,大空等の形容 詞として使用される。「曠野」は冬枯れで何もない広々とした野。
- ∞「揺落」 草や葉が枯れてゆれおちること。
- 88「滕嬰の馬駐まる」 出典は『蒙求』滕公佳城。滕嬰は前漢の夏候嬰のことで,滕の令となったので滕公と号した。彼の馬が急に進まなくなり,そこから滕公の名を刻した石棺が出土したので,同地を自己の墓所と定めたという故事。『蒙求』には,

滕公駕して東都門に至る。馬鳴き跼みて前むを肯んぜず。足を以て地を 跑くこと之を久しくす。滕公,士卒をして馬の跑く所の地を掘らしむ。 入ること三尺ばかりにして石椁を得たり。滕公,燭を以て之を照らすに 銘有り。……曰く,「佳城鬱々,三千年にして白日を見ん。ああ滕公, 此の室に居らん」と。滕公曰く,「ああ天なり。 吾死せば其れ即ち此に 安んぜんか」と。死して遂に焉に葬むらる。

と伝えられる。すなわち、天命によって定められた最もふさわしい墓所を指す。

图「繆襲の歌」 繆襲は三国魏の人。 才学ありて敍述多しという(『三国志』 巻21)。 彼は前漢高祖の時に作られた「安世房中歌」を、 先祖の霊や功徳をたたえる享神歌として確立した(『宋書』巻19、楽志 1、『南斉書』巻11、楽志)。ここはその享神歌を指す。 繆襲以前の「安世房中歌」については、 (a) 后妃の房中で奏される楽、(b) 四方の賓客をもてなす楽、(c) もともと享神

歌であった、などに説が分かれている。鈴木修次氏に専論がある。

89「万古」 「太古の昔」と「未来永却」の2種の意があるが、ここは後者の意。例えば、杜甫「戯れに六絶を為るの詩」に、

爾曹身与名俱滅 爾が曹身と名と俱に滅ぶも,

不廃江河万古流 江河万古の流れを廃せず。

とあり,沈佺期「邙山詩」に,

北邙山上列墳塋 北邙山上, 墳塋を列ね,

万古千秋対洛城 万古千秋, 洛城に対す。

とある用例。

❸ 「祕書省楷書,驍騎尉,趙郡の李九皐」 「祕書省楷書」は『六典』巻10, 祕書省に,

楷書手八十人。〔注〕隋煬帝,秘書省置楷書員二十人,従九品,掌抄写 御書。皇朝所置,職同流外也。

と見える。「驍騎尉」は正6品に比される勲官。 書者李九皐は、 管見の限りでは編纂史料はもとより他の墓誌・碑文中にもその名を見出し得ない。

[銘韻] 珍・真・人・筠/異・義・弐・位/郎・翔・王・場/忍・殞/借・舎・駕・夜/墳・聞・勲・軍

4 口語訳

唐の贈左驍衛大将軍・左賢王である阿史那毗伽特勤の墓誌銘,ならびにその 序文

朝散大夫・行著作佐郎、東海の徐峻撰す

唐の開元12年(724) 秋9月丁巳朔の3日己未の日, 左賢王で右威衛将軍で あった阿史那毗伽特勤が死亡した。享年は43才である。

故人は韻利突利可汗の曽孫にあたる。その先祖は夏の禹の末裔であり,夏が 滅ぶと草地による畜牧を生業とし、そこで北辺に移り住み、その後は周や秦に

⁽³³⁾ 鈴木修次『漢魏詩の研究』(大修館, 1967), pp. 2-11。

害を与え、以後永年にわたって中国諸王朝に患いをもたらし続けた。我が唐の 開元神武皇帝(玄宗)は、あまねく徳を布いて天命にかない、よく先帝の業を 受け継ぎ、そこで東からも西からも南からも北からも、四方の民はみな唐に服 するようになった。

毗伽特動は、生まれ育った北方の沮沢の地で天賦の優秀な人格を授かり、星を占って自国民の運命がまさに終ろうとしているのをさとり、また時候の占いによって中国に聖人がいるのを知った。そこで彼は配下の部帳を率い、翻然としてそれまでの考えを改め、皮毛の衣服を北方の地に脱ぎ棄て、礼儀の情け深い徳化を慕って唐に帰附してきたのである。ところが、たまたまその年、自分の旧国が滅んでしまった。これはなにも、智恵や知識でもって滅亡のきざしをあらかじめ察しとったという訳ではない。本末ともに滅びようという状況下にあって、どうして一人だけ全きを得ようなどとするであろうか。今上皇帝はすべての異民族をいつくしみ安んじ、万物をはぐくみ育てようとされるので、故人の忠誠を示す礼物を受け取り、その卑しい顔の内にひそむ誠心を嘉し、そこで腹心の職に任じ、尊い爵禄につけたのである。

故人は、開元3年(715)に雲麾将軍の位を与えられ、右威衛中郎将の職につき、3品官以上が許される紫色の官衣と金玉帯を賜わった。翌開元4年(716)には、使者として北方に赴いて狡猾な九姓鉄勒を招いて帰順させ、それによって九姓鉄勒とともに黙啜可汗を斬り、その首級を京師に伝えたのであった。朝廷はその功績に報いるため、位を右威衛将軍に格上げし、かつての配下の突厥人部落を統轄させたのである。開元5年(717)にはさらに左賢王に封ぜられ、以前より唐に降附していた突厥人も并せて新旧の降戸部落を管理することとなり、突厥人の長としての牙帳とはたがしらを建てることを許された。その富貴たるや、異民族の衆全てを配下に置き、蕃族の王たるにふさわしかった。しかしそれにもかかわらず、皇帝の命をうければ驚き慎しみ、栄光の地位につけばますます懼れはばかるほど謙虚深く、来たる者には労をねぎらって安んじやわらげたので、大小となくみな故人を思い慕ったのである。開元7年(719)に

は入朝して、特に宮廷警固の宿衛の任にあたった。翌年には、隴右・朔方両節 度使下の軍の遊奕長官の任に就き、西北方の警邏にあたった。たまたまその任 にあった時、ソグド人を中心とする六州胡の反乱が起こり、河曲オルドスの地 を揺り動かしたのであるが、その首魁・徒衆をとらえて反乱を平定したのは、 全く将軍のお蔭である。そこでついに北衙羽林軍に入り、禁軍として皇帝儀仗 の任に就くことになった。将軍はこの任務を授けられて弐心を抱くことなく、 職務を遵守してただただ慎しんだのであった。軍事教練の狩猟がとり行なわれ る時にはつねに皇帝の傍につき従い、上は飛ぶ鳥を射落とし、下は伏する兎を も射倒し、その(功績)・収獲を論じ計るに、将軍の右に出る者はいないので あった。本年開元12年8月、勅を奉って再び朔方軍の遊奕の任務にあたること になり、道すがら不測の事態に直面すれば伺姦・斥候官としての賢明さでこれ に対処し、北方の地の士気が衰えれば辺境に威光をもたらす武勇をふるったの であるが、たまたま天がはやり病いを降し、そのためにこの度死亡したのであ る。投薬のききめもなく、ここに死亡してしまい、なんと気がふさぐことであ ろうか。朝廷の王公百官は追悼の意をささげ、異民族の首領たちは哀悼の意を あげ、皇帝は制を下して左驍衛大将軍の地位を贈り、絹100段、米100石、栗 100 石を賜い、鴻臚寺の官にその葬儀を統括させ、葬儀にかかる費用は官が給 し、手厚い待遇を与えたのである。同月28日、遺体は京北府長安県北方の龍首 原に遷されることとなった。これは礼にかなったことである。

ああ、将軍は、器量は広く大きく、行動はおちついて力強く、邪悪を射倒す 弧矢星の射法や天の中心たる北辰神のはかりごとは、書物をあてにして見るま でもなく、すべて掌を指すことくに(体得しているのであった。)…… 中郎将 に拝せられ、大将軍の位につき、金印紫綬を賜って腰につけ、結んだ髪をとい てえりの左前を正し、中国の礼に従い改めたのである。初めは良し悪しを詮議 することはあっても、ついには宜しきところをいいあてるのであった。人を知 る明は帝と雖ども難しいと伝えいうが、将軍に限ってはそれは少しも困難なこ とではなかったのである。生前、将軍は、自分の功績は大樹の陰にかくれて決 して口にしないほど謙虚であったが、死後その墓は盧…の形をかたどった。これは死者の最後を飾り、哀悼の意を表わしたもので、その意義はここにあるのである。そこで、銘文を作っていう。

蘭の花は生ずると香りが高く、…は珍より出づる。美しい珍は外見だけ飾っ ているのではなく、高い香りもまたその内にある真実の姿から生じているので ある。そこで、意気がさかんで激しければ、俗人とは違うことをなそうとし、 そういう人は懐にひそかに明らかな鏡をいだき、手には高く竹の木をかかげ持 っているのである。竹木とは何を意味するのであろうか。雪降る中にあっても ひとり寒さを凌ぎ、他の木とは異って常とかわらぬ姿を示すのである。明鏡と は何を意味するのであろうか。常にみちびきをうかがって義を慕う心を表わす のである。光明かがやかしい天子は、賢明なる士を任用して弐心をいだかせる ことなく、その忠節をほめたたえ、その高い位を尊んだ。故人は尊ばれて高い 官秩を与えられ、位は中郎将となり、……に登降し、やがて威衛において高々 とはばたくこととなった。将軍に進級し、西方の地の王に封ぜられ、兵馬を統 べひきい、流沙の地を踏みわたっていったのである。流沙の地の九姓は、招き さとされて中国の天子の命に帰服し、泮宮の桑の実を食べたあのフクロウのご とく、悪声を改めて我が中国によい鳴き声を送ってきた。そこで、元凶の首は はねられ、生き残った民たちは誠に……。無数の異民族の民は大いに騒ぎ乱れ、 規律を犯すこと忍び難く、そこで将軍はとるべき道として自分が民を領する身 であることを忘れず、討伐にあたってはそうした規律を乱す者を必ず潰滅させ るよう努めてきたのである。しかしながら、足早に過ぎ去ってゆく時はわずか な時間すら借りることはできず、また滔滔と流れゆく川の水は小さな波さえも とどまることはない。始めは朝廷の冕服をうやまっていたのに,俄かにして… 駕に悲運が訪れた。 ……高堂に(立派な生活をしていたのに), 魂は黄泉の世 界に帰していったのである。青々とした冬枯れの広野、草葉が枯れ落ちる寒々 とした墳墓は、あの滕公の馬が立ち止まった地のごとく天命によって定められ た墓所で、かの繆襲が作った享神歌が聞こえてくるのにふさわしい。……葬儀

をとり行ない, 哀冊文を贈り, 銘文を書して勲功を記録した。ああ, 永遠なれ, ここに将軍を埋葬するものである。

秘書省楷書, 驍騎尉, 趙郡の李九皐書す。

おわりに

本墓誌文の内容を要約すると、① 墓主の死亡年月日と 祖先のこと (第3 行から5行まで)、② 墓主が唐に降附するいきさつ (第10行第11字まで)、③ 唐土での活躍 (第16行第21字まで)、④ 死亡と葬儀 (第20行第23字まで)、⑥ 墓主の人となり (第24行第2字まで)、⑥ 銘文、の6段落に大きく分けられよう。かつて賀梓城氏によって引用されたのは、第6行の冒頭より第15行「守之惟夤」までと、第16行「今年八月」より第19行「左驍衛大将軍」までであった。

本誌文は冒頭に墓主の死亡を記すが、これはさして珍らしいことではなく、
(34)
誌文スタイルとしてはもちろん正体に属し、変体ではない。

墓主阿史那毗伽特勤は、724年に43才で死亡している。これを数え年で計算すると、彼は682年の生まれということになる。唐王朝でいえば高宗の晩年にあたり、北方では単于大都護府方面で突厥の反乱が起こって、骨咄禄が自立し始める時期にあたる。すなわち墓主は、突厥復興期にこの世に生をうけ、骨咄禄・黙啜の時代に第二可汗国で少年・青年時代を送り、黙啜末期に自国の混乱をのがれて唐に降ったのである。その時期は開元3年と見てよいであろう。その後彼は唐から将軍号等を与えられ、長安で生活することがあっても、依然として突厥人部衆を領する立場にあったことが誌文よりうかがえる。唐代覊縻支配の実例の1つが、ここに示されているのである。

唐に内附した異民族で、本墓主とよく似た存在形態を示す典型的な例としては、鉄勒の契苾何力の場合があげられる。『旧唐書』巻109の彼の列伝によれば、何力は貞観6年(632)に唐に降り、その部落は甘州・涼州間に置かれた。

⁽³⁴⁾ 明・王行 「墓銘挙例」(『金石三例』所収), 明・徐師曽 『文体明辯』(寛文十年刊本) 墓誌銘 の項、参照。

何力自身は左領軍将軍を授けられて長安で生活するが,彼の母や叔父は依然として涼州方面におり,また彼の部落は北方で薛延陀が強勢となると族長何力を見棄ててこれに帰属しようとする動きを示すが,それに対して何力ははるばる涼州に赴いて部落民を諌めている。そして彼は太宗・高宗朝の唐の軍事遠征にしばしば従軍しているが,それは部落民を率いてのことであるのは疑いない。本墓主阿史那毗伽特勤の場合も同様に,長安で宿衛するとともに,北辺または西北辺にあっては自分の部落だけでなく「(突厥の)新旧の降戸部落」を管理する責任をおび,そしてまず間違いなくそうした降戸の一部を統率して黙啜討伐に一役買い,また遊奕使の任務を果たしているのである。唐は自巳の領域内の東北方から西南方にかけてこうした異民族統治地域をいわばベルト状に保有しており,この地帯と住民が外敵の侵入の防禦,あるいは外敵への攻撃・攻略の際に重要な役目を果たし,唐王朝に多大な利益を提供し続けるのである。本墓誌は,まさにそのような唐代覊縻政策の一実例を提示するという点にこそ,その史料的価値を見出さねばならない。

ところで、唐王朝が降附した異民族を自国辺疆の地に置き、その首領クラスは多く長安に生活させるという政策は、北方遊牧民族に対しては630年の突厥第一可汗国滅亡が契機となって開始され、その当時だけでも長安に来住した突厥人の数は数千家と伝えられる。その後もこの傾向は続き可汗直系の子孫でありながら突厥復興後も北には帰らず、洛陽で生涯を終えた例すら存在する。とすれば、唐代の長安・洛陽といった都市の生活・風俗に突厥の文化が大きな影響を与えたであろうことは、推測に難くない。事実、史料の表面に現われるだけでも、例えば、太宗の皇太子承乾が突厥人の習俗を摸して東宮生活をおくったことは有名であるし、唐代の教坊妓女の間で突厥の習慣に学んだ香火兄弟という義姉妹的組織が多数形成されていたことが『教坊記』に見え、また『日本国見在書目録』小学家の項に、わが国の留学生が唐土より将来したと思われる『突厥語』一巻なる書物が見えることなども、よく知られている。その他、以

⁽³⁵⁾ 拙稿, 前掲注(29)論文, 参照。

上の点も含めて、唐代長安の士庶人の間に流行した突厥習俗の諸相については那波利貞氏が委曲をつくして論じられているので、今は繰返さない。ただ、唐初の重臣長孫無忌が烏羊の毛で作った渾脱氈帽を愛用し、人多くこれにならった話は有名だが(『新唐書』巻34、五行志1)、中宗神龍年間の呂元泰の上奏によれば、当時の都邑坊市で「蘇莫遮」と称される駿馬胡服の渾脱隊が流行し、諸王も好んで行なっていたことが知られ、これなども突厥習俗の影響が強いと思われる点を付加するにとどめおく。

最後に、撰者について一言触れておきたい。本誌文の撰者徐峻は、湖州長城の徐氏に属す。『元和姓纂』巻2によれば、徐氏の主流は東海郯州の徐氏で、『新唐書』巻75下、宰相世系表下もこちらの家系を追っているので、徐峻は登場しない。峻の名は、わずかに『姓纂』巻2、徐氏の条に、

長城 与有功同承寧。寧曾孫広之,晋呉興太守,因居長城。八代孫孝德, 唐水部郎中,生斉聃,西台舎人。生堅,中書舎人,刑・礼・黄門三侍郎, 左右常侍,東海文公。生峻,嶠。峻,金部郎中。生旻,駕部員外。嶠,中 書舎人,河南少尹。生<u>曇</u>量。自<u>孝徳至旻</u>,五代入省,自<u>斉聃至嶠</u>,三代中 書舎人。(下線部,人名)

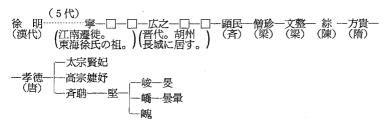
と見えるのみである。しかし、峻の父堅は『旧唐書』巻102 に立伝され、経史に通じ、劉知幾・呉兢等とともに則天朝に『唐史』編纂(則天遜位で未完成)に携わった人で(『全唐文』巻96、武后「令武三思等修史勅」にも名が登場)、祖父斉聃は『旧唐書』巻190上、文苑伝上に列伝があり、やはり若くより文章をよくし、曽祖父孝徳には『孝徳集』10巻があったと伝えられる(『旧唐書』経籍志下)。また、孝徳の長女は太宗の賢妃となった女性で『旧唐書』后妃伝に立伝され、文章を好み、貞観22年(648)に「諌太宗息兵罷役疏」(『旧唐書』本伝、『全唐文』巻95、『唐文粹』巻27)を上疏しており、同じく次女は高宗の

⁽³⁶⁾ 那波利貞「唐代の長安城内の朝野人の生活に浸櫚したる突厥風俗に就きての小攷」(『甲南大学文学会論集』27, 社会科学編第5集, 1965)。林恩顕「突厥文化及其対唐朝之影響」(『食貨月刊』復刊2-7, 1972) も参照。

^{(37) 『}冊府元亀』巻532, 諫諍部規諫。『新唐書』巻118, 宋務光伝附, 呂元泰伝。

婕妤となり、文藻ありと伝えられる(『旧唐書』徐堅伝)。さらに、この徐氏一族の撰になる石刻文を捜せば、徐堅撰の「裴索墓誌」(『全唐文』巻272)、徐嶠撰の「金仙長公主神道碑」(『金石萃編』巻84、『全唐文』巻267)等が認められる。すなわち、撰者徐峻は唐代を代表する文章の家の出身で、議する者はこの一族を漢の世の班氏と比較した(『旧唐書』徐堅伝)といわれるほどである。本誌文の文章が、こうした家学伝統の上に立脚して撰述されていることが理解されよう。

なお、張九齢の撰になる父堅の神道碑が『文苑英華』巻893、『唐丞相曲江張 先生文集』(四部叢刊)巻19、『全唐文』巻291に採録されており、 また峻の 8 代の祖、陳代の徐綜の墓誌(唐龍朔元年改葬)が『唐代墓誌銘彙編附考』第 5 冊 p. 235、『千唐誌齋』上冊p.174、『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第 14冊 p. 24に収録されているので、それらも参照して本誌撰者の系譜を示せば、 次のごとくである。



【附記1】 本「阿史那毗伽特勤墓誌」拓本の閲覧は、もと陝西省文物管理委員会委員の故賀梓城先生,陝西省博物館王仁波館長,西安碑林研究室主任賀忠輝先生,西北大学教授林剣鳴先生,陝西省文物管理局張廷皓局長,早稲田大学教授古賀登先生,富山大学教授気賀沢保規先生の御厚意によって初めて可能となったものである。特に現地では,気賀沢保規,賀忠輝両先生に便宜をはかっていただいた。末筆ながら記して,以上の諸先生に深く謝意を申し上げたい。

〔附記 2〕 『隋唐五代墓誌滙編』陝西巻第1冊(天津古籍出版社,1991,本稿校正中入荷 | p.104 に本墓誌拓本写真が掲載されている。参照されたい。